

入札の取止めについて

令和5年6月16日付けの公告により、令和5年7月5日に執行した一般競争入札について、大崎市工事等の入札に係る積算疑義申立てに関する取扱要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり入札を取止めます。

記

1 工事番号 2023000825

2 工事名 令和5年度 市道砂田線舗装修繕工事

3 入札日時 令和5年7月5日（水）午前10時10分

4 取止め理由

当該入札において、積算内容に疑義の申立てがあり確認したところ、積算内容に誤りが判明し、その結果、落札候補者に変更が生じ、適切な契約とならないと認められることから当該入札を取止めとするもの。

5 今後の対応

当該入札については、積算内容を改めて精査し、工事内容の一部変更も含め検討の上、再発注する予定です。

なお、同様に他の工事及び業務委託において、入札を取止めとする案件が複数発生していることを重く受け止め、今後、再発防止に向けた対策を徹底するため、具体的な違算再発防止対策について、別紙のとおり取組んでまいります。

建設工事及び建設関連業務に係る違算等再発防止対策について

再発防止に向けた具体的な取り組み

(1) 職員の設計・積算能力の向上（技術職員の人財育成マネジメント）

- ・積極的な研修会の出席：入庁から5年以内は必須等
（建設センター主催による積算システム研修，県主催による歩掛改正説明会）
- ・庁内での技術指導と研修会の実施
（若手職員への適切な技術指導，庁内における技術研修会の開催）
- ・庁内での情報共有
（庁内ネットワークシステムを活用し，情報の共有化）
例：最新の基準，積算のルール，様式等，Q & A，疑問点の問合せ，
問合せ項目の回答の周知

(2) 組織を挙げての照査体制の充実（組織マネジメント）

- ・チェック体制の見直し
（複数人での十分な時間と責任を持った照査を徹底）
- ・チェックリストの作成
（建設工事及び建設関連業務の積算に共通するチェックリストを作成し，チェックリストに基づき，建設部・各総合支所が同じ水準で積算内容の照査を実施）

(3) 過去の違算及び他の違算事例等の情報共有

- ・過去の積算ミスを繰り返さないよう，その内容等を共有化し再発を防止
- ・会計検査院，国，県，他自治体等の同様の事例等を収集し情報共有